別紙4

自動車運転契約書

選挙候補者　　　　　　　　　　　　（以下「甲」という。）と、　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　（以下「乙」という。）は、甲が使用する　　　　　　　選挙における選挙運動用自動車の運転について次のとおり契約を締結する。

1　運転する期間

 　　　 年　　月　　日から

 　　　 年 月 日まで 日間

 原則として毎日　　時　　分から　　時　　分まで

2　契約金額　　　　　　　　　円

（1日につき　　　　　　　円）

3　運転する車輌の登録番号

4　請求及び支払

この契約に基づく契約金額については、乙は、外ヶ浜町に対し請求するものとし、甲はこれに必要な手続きを遅滞なく行うものとする。

 なお、外ヶ浜町に請求する金額が、契約金額に満たないときは、甲は乙に対し、不足額を速やかに支払うものとする。

 ただし、甲が公職選挙法第93条（供託物の没収）の規定に該当した場合は、乙は外ヶ浜町には請求できない。

 　　　 年　　月　　日（契約締結年月日）

甲 住　　所

 　　　　　 選挙候補者

 氏　　名 印

 乙 住　　所

 氏　　名 印